

健長第 697号
令和2年5月9日

各高齢者福祉施設管理者 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
緊急事態措置の改訂について（通知）

日頃から、本県の高齢者福祉施策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言を受け、山梨県における緊急事態措置を実施しているところですが、皆様には、御理解と御協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

先般の新型インフルエンザ等緊急事態宣言の実施期間延長に伴い、5月5日に発出しました、5月7日から5月31日までを実施期間とする新たな山梨県における緊急事態措置について、別添のとおり改訂することといたしましたので、お知らせいたします。

社会福祉施設等につきましては、この度の改訂に関し変更はありませんので、皆様におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

福祉保健部健康長寿推進課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

e-mail : chouju@pref.yamanashi.lg.jp

FAX : 055-223-1469

・介護サービス振興担当

TEL : 055 (223) 1455

・介護基盤整備担当

TEL : 055 (223) 1451